

令和5年7月24日（月）午前9時55分

令和5年

滋賀県国民健康保険団体連合会

通常総会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和5年通常総会議事録

開催日時 令和5年7月24日（月曜日）午前9時55分開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 大会議室

出席会員数（21人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	小椋 正清	東近江市長（代）
	森 中高史	守山市長
	福井 正明	高島市長（代）
	平尾 道雄	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長
監事	岩永 裕貴	甲賀市長（代）
	西田 秀治	竜王町長
会員	和田 裕行	彦根市長（代）
	浅見 宣義	長浜市長（代）
	小西 理	近江八幡市長
	栢木 進	野洲市長（代）
	生田 邦夫	湖南市長（代）
	竹村 健	栗東市長（代）
	堀江 和博	日野町長
	有村 国知	愛荘町長
	久保 久良	多賀町長（代）

1. 議決事項

- 議案第12号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 議案第13号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第14号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第15号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会請求事務費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第16号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第17号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第18号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第19号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第20号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第21号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第23号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第24号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第25号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第26号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金

- 支払特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 27 号 令和 5 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 28 号 令和 5 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 29 号 滋賀県国民健康保険団体連合会役員改選について

2. 報告事項

- 報告第 2 号 専決処分報告
- 報告第 3 号 滋賀県国保健康保険団体連合会財産目録

○開 会

午前9時55分開会

◇岡田局長 おはようございます。定刻の時刻より少し早いですが、皆さんおそろいでございますので、只今から国保連合会通常総会を開催いたします。

開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇橋川理事長 皆様おはようございます。本日、国保連合会通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

平素は、国保事業の運営につきまして、ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

国保連合会といたしましては、基幹業務である医療機関への診療報酬の審査支払や保険者事務の共同処理、保健事業支援をしっかりと行うとともに、可能な限り医療保険制度を支えるべく、課せられた役割を果たしてまいります。

本日は、令和4年度事業報告及び決算、令和5年度補正予算、任期満了に伴う役員改選など、重要な議案をご審議いただきます。

また、全国の国保連合会・国保中央会で取り組みます「国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和6年度国庫補助要求について」、並びに「第4期中期経営計画について」ご説明をさせていただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

◇岡田局長 ありがとうございます。

次に、本日の出席状況でございますけれども、国保連合会会員21名中、代理出席を含めまして全員のご出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することをご報告させていただきます。

続きまして、議長の選出でございますが、慣例によりまして橋川理事長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇岡田局長 ありがとうございます。それでは、橋川理事長よろしくお願いたします。

◇橋川議長 それでは、私が議長をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、規約第17条の2及び第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録におい

でも公表することといたします。

次に、規約第18条の規定によりまして、通常総会の議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 異議なしということですので、私のほうより指名させていただきます。

守山市長の森中高史様、日野町長の堀江和博様のお二人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◇

○議決事項

◇橋川議長 それでは議事に入ります。

議案第12号、令和4年度事業報告の認定についてから、議案第21号、令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。なお、各議案については、7月14日の理事会において総会附議事項として承認いただいていることを報告申し上げます。

それでは、説明願います。

◇林主監 それでは、議案第12号、令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定についてご説明をいたします。総会議案の1ページからとなっておりますが、資料1、概要版のほうで要点を絞ってのご説明とさせていただきたいと思いますので、資料1のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料1の【1】の本会の運営に関する事項からでございます。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事会等の開催と会計監査予備調査、監査法人による監査を実施しております。詳細については記載のとおりでございます。

続いて、【2】の国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項についてでございます。（1）国保制度改善強化全国大会でございますが、11月18日に開催され、橋川理事長、野瀬副理事長にもご参加いただき、11項目を決議するとともに、政府、国会並び地元選出国會議員に対し、陳情、要請行動を展開してまいりました。特に、国保総合システムでございますが、「次期更改や運用に当たっては、市町村等保険

者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を確実に講じる
こと」を要請いたしました。なお、国保総合システムに関しましては、政府の4年度の第
2次補正において57億円が措置されております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、【3】の国保総合システムに関する事項で
ございます。同システムは、クラウド・バイ・デフォルトの原則により単純クラウド化し、
順次、計画的にクラウドネイティブ化する予定であること、また、「審査支払機能に関す
る改革工程表」により、支払基金のシステムと審査支払領域を共同利用するなど、整合的
かつ効率的な在り方を実現することとなっております。現在、中央会において厚労省等
との調整が進められているという状況でございます。

続いて、【4】の国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事
項でございます。本会の基幹業務である診療報酬の審査支払でございますが、国保の審査
委員会において、審査委員の先生方57名の体制で審査をしていただいております。事
務局として複雑かつ高度化する医療内容に的確に対応できるよう、画面審査システムを活
用し、質の高い審査を目指し取り組んでまいりました。

また、令和4年度においては、本会審査担当職員の資質の向上を図るため、診療報酬請
求事務能力認定試験を本会の職員が受験をしているところでございます。

続いて3ページのほうでございますが、(3)療養費の審査・支払でございます。令和
4年4月から、あはき療養費の適正化の取組といたしまして、長期及び頻回施術等対象者
の抽出、患者調査のための回答書を作成し、保険者へ提供の開始をいたしました。

続いて、【5】の保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項で
ございます。

特に、1枚おめくりいただきまして、(5)でございますが、後期高齢者医療事務代行
業務といたしまして、広域連合様との受託業務拡大に向けた協議により、令和4年度から
保険給付費申請書等確認業務など、新たに7業務を受託し、実施をしたところでございま
す。

また、(6)の行政機関等からの要請にかかる対応といたしまして、風しんの追加的対
策事業、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事業として、請求支払やクーポン券
等の作成を行っております。

続いて、【6】の保健事業の推進に関する事項でございます。(1)の保健事業、健康
づくり推進に関する支援及び情報提供でございますが、特に③の国保・後期高齢者ヘルス

サポート事業では、保健事業支援・評価委員会を設置し、保険者のデータヘルス計画の支援を行うとともに、個別支援事業として、本会の保健師が委員会後に各市町にお伺いし、フォローアップを実施したところでございます。

また、5ページでございますが、(4)市町保健事業の支援ということで、令和4年度から県が導入されましたKDB補完システムについて、操作研修や資料作成を実施しているところでございます。

また、【7】の特定健診・特定保健指導に関する事項でございますが、費用の支払やデータ管理業務などの共同事業を実施しております。

また、1枚おめくりいただきまして、【9】の介護保険事業関係業務に関する事項でございます。こちらでも、特に令和4年度においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく「介護職員処遇改善支援補助金事業」に係る支払業務を実施しております。支払額は約7億5,000万円ということでございます。

そして、【10】の障害者総合支援給付費等事業関係業務に関する事項でございます。こちらでも介護保険と同様に、令和4年度は「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業」に係る支払事務を実施いたしまして、約3億2,000万円の支払いを行ったところでございます。

続いて、7ページの【12】の滋賀県保険者協議会に関する事項でございますが、滋賀県との共同事務局といたしまして、滋賀県内の医療保険者等の加入者にかかる健康づくり等の推進を図ってまいりました。

【13】の地域医療の確保に関する事項以降については記載のとおりでございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

◇今岡課長 それでは、令和4年度の決算についてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては、議案第13号、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第21号の令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまででございますが、本日の説明資料として、資料の2-1において概要をまとめさせていただいておりますので、こちらの資料でご説明をさせていただきたいと存じます。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

資料2-1でございます。令和4年度の滋賀県国保連合会各会計決算状況についてでござ

ございます。

まず、会計の概要でございます。国保連合会の会計につきましては、一般会計と8つの特別会計で構成をされております。また、その勘定を大別いたしますと、大きく2種類ございます。

①として記載しておりますが、保険者さんから納入いただきます手数料や負担金を財源として、医療機関等から請求があった医療費等の審査支払事務を行う6つの勘定がございます。

もう一つは、②に記載しております医療費等の保険者負担分を医療機関等に受け払いまする16の勘定がございます。全部で9つの会計で22の勘定の全ての歳入合計でございますが、令和4年度につきましては約4,227億1,300万円、歳出につきましては約4,225億1,600万円、対前年度比約2.9%増ということでございます。歳入歳出差引額約1億9,700万円の結果となっております。

次に、全勘定のうち、資料の中段(1)でございますが、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として事務執行を行う一般会計と5つの業務勘定の概要でございます。

歳入合計が約48億3,900万円、対前年度比約32.5%の増、歳出合計が約47億円、対前年度比約34.3%の増、歳入歳出差引額約1億3,900万円でございます。したがって、本会が取り扱う会計全体の約4,200億円のうちの1%の割合が、この一般会計と5つの業務勘定となっており、連合会の審査支払事務の事務執行をしているところでございます。

続きまして、それらの会計の歳入歳出の前年度比較増減の主な内容でございます。恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

2ページの上段、枠囲みの上段でございます。歳入でございます。前年度に比べまして、約11億8,700万円の増となっております。主な要素としては、2つ目のポツでございます。昨年、コロナ禍で受診抑制となっていたものが回復基調にあり、手数料が約1億2,510万円の増、その下の県委託事業の介護・障害福祉職員処遇改善支援事業に係る経費が約10億6,700万円の増、その下の繰入金でございますが、国保総合システム開発負担金に係る減価償却積立金やICT積立金の繰入が約2億円ございます。

その下の歳出につきましても、前年度と比べまして約12億円の増ということでございます。歳入と同じく、県委託事業の介護・障害福祉職員処遇改善支援事業に係る経費が1

0億6,700万円の増、次に、国保中央会へ拠出したします国保総合システム開発負担金が約1億400万円、併せまして、その下になります。ICT積立をはじめとする積立金に約1億3,500万円が挙げられております。

3ページのほうをご覧くださいと存じます。医療費等を受け払いする各種支払勘定の状況でございます。

(2)の各種支払勘定の合計でございますが、歳入合計約4,178億7,400万円、歳出合計約4,178億1,500万円ということで、対前年度比いずれも2.7%増ということでございます。

そして、その内訳でございます。主な勘定ですが、①の国民健康保険支払勘定でございます。対前年度比1.1%の減、月平均で約79億4,800万円の支払いとなります。

参考で記載しておりますが、本県における過去4年間の保険者負担による給付費の推移でございます。令和4年度において、コロナ前の状況に戻っている状況ではございますが、団塊の世代の方の後期高齢者への移行、そして被用者保険の適用拡大などの影響から、被保険者の減少により、医療費の伸びについてはマイナス傾向でございます。

そして2つ目の公費負担医療支払勘定でございますが、こちらは感染症の大きな伸びにより、対前年度比12.9%の伸びとなっております。

3つ目の福祉医療費支払勘定でございますが、対前年度比19.5%の減と、大きな減少となっております。こちらは、令和3年4月診療分から被用者保険における福祉医療費の審査支払が、本会から支払基金に移行した影響によるものとなっております。

1つ飛ばさせていただいて、5つ目の抗体検査等支払勘定でございます。こちらは、月平均約3,700万円の支払いとなっており、対前年度比61.8%と大幅に減少しております。この会計におきまして、風しんの予防接種、そしてコロナの予防接種の費用の受け払いを行っております。接種対象者の減少によるものとなっております。

6つ目の介護保険支払勘定でございます。こちらは、月平均が約90億円の支払いとなっております。受給者増により、対前年度比1.3%増加しております。

1つ飛ばしまして、⑧の障害介護給費支払勘定及び⑨の障害児給付費支払勘定についても、それぞれ増加しております。介護と同様、受給者数が増加している影響と考えます。特に、⑨の障害児の支払勘定につきましては、支援体制の充実化により、放課後デイサービスなどサービスの充実化が図られていることから、昨年と同様の対前年度比が10%台の伸びとなっているところ です。

また、⑩の後期高齢者医療支払勘定でございます。前年度と比べて5.8%増加しており、月平均で約138億1,200万円の支払いとなっております。こちらも国保と同様、参考で本県における過去4年間の保険者負担による給付費の推移を記載させていただいております。国保と同様、コロナ前の状況には戻っている状況とあわせて、団塊の世代の方の後期高齢者の加入による被保険者の増加から、医療費は大幅に増加傾向にあります。

⑪の後期の公費負担医療支払勘定でございますが、こちらも国保と同様、感染症のコロナの大きな伸びにより、対前年度比71.1%の伸びとなっております。特に、高齢者におきましては、令和4年度の夏以降、第7波、第8波と年度末まで患者が増加した影響によるものと考えております。

最後の4ページをご覧ください。最後の⑫の特定健診・特定保健指導等支払勘定、そして、⑬の後期高齢者健診等費用の支払勘定は、それぞれ対前年度比0.46%の減、10%の増となっており、合わせまして年間約8億5,000万円の支払いという状況となっております。

以上となりますが、本資料の1ページから4ページで申し上げました数値につきましては、お手元の資料ナンバー2-2で決算総括表として全体の合計、会計別に記載させていただいております。網かけが事務執行を伴う6会計でございます。また、資料の2-3につきましては、各会計決算状況について、各会計の項目別に記載しております。後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◇橋川議長 ご審議いただく前に、去る6月28日に監査を受けておりますので、竜王町長の西田監事様より監査報告をお願いします。

◇西田監事 監査結果を報告いたします。通常総会議案書の203ページをご覧くださいと存じます。

去る6月28日、国保連合会におきまして、甲賀市の岩永市長と私、竜王町長・西田が令和4年度決算監査を実施いたしましたので、その結果についてご報告させていただきます。

令和4年度における業務の概況を聴取し、会計を監査しましたところ、業務の運営については努力の成果が認められました。また、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類も整理良好と認めましたので、ここに報告させていただきます。

以上でございます。

◇橋川議長 ありがとうございます。

また、監査法人による監査を受けておりますので、監査室よりご報告させていただきます。

◇井口室長 議案書の204ページをお願いいたします。只今、ご報告いただきました監査結果報告の次のページでございます。

監査法人によります監査を受けました結果、報告書の最初に記載されております監査意見のところの3行目でございますが、決算書類が国保連合会会計規則に準拠して、令和4年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの意見をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

◇橋川議長 それでは、議案第12号から議案第21号までの事業報告及び各会計決算について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、採決に入ります。

議案第12号から議案第21号までを原案どおり議決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 異議なしということで、全員賛成と認め、議案第12号から議案第21号までは原案のとおり議決いたしました。

続いて、議案第22号、令和5年度一般会計歳入歳出第一回補正予算についてから、議案第28号、令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算についての7議案につきましては、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、令和5年度の補正予算につきまして、議案第22号から議案第28号についてご説明をさせていただきます。お手元の資料につきまして、資料ナンバー3-1で、その概要についてご説明をさせていただきますので、こちらでよろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

資料の3-1でございます。主な補正項目について、上段に枠囲みを書かせていただい

ております。5点ございます。

1点目につきましては、各会計に関わるもので、令和4年度決算に伴う繰越金に関する補正でございます。決算で繰越金が確定いたしますので、その歳入の繰越金を増額補正し、さらに歳出について、主に予備費を増額補正しているものでございます。

そして、2点目、3点目につきましては、一般会計にかかるものでございます。

そして、4点目でございますが、今年度の秋冬に接種いただくためのコロナワクチン接種券の作成に関する補正でございます。

最後、5点目につきましては、国庫補助金の返還に関する補正でございます。

1ページの中段でございます、各議案別に説明を記載しておりますので、主なところについてご説明をさせていただきます。

まず、1ページの議案第22号でございます。一般会計の歳入歳出第一回補正予算でございますが、補正額は総額1,241万6,000円増でございます。補正内容としては、①から③のとおり、一般会計繰入から令和4年度決算に伴う繰越金の財源更正の補正、会館設備の修繕費用、そして後期高齢者保険料の軽減判定誤りに係る解決金に関する補正となっております。なお、最後の後期高齢者医療の軽減判定誤りについては、後ほど資料3-2別紙でご説明をさせていただきます。

続きまして、2ページをご覧ください。議案第23号でございます。診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第二回補正予算でございます。

(1)業務勘定から(5)福祉医療費支払勘定まで、補正額は総額5,223万3,000円増でございます。主にコロナ接種券作成経費、そして繰越金の補正となっております。

なお、(3)の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の返還につきましては、例年に準じて、国公費分の返還に関する補正でございます。今年度につきましては5万8,000円の返還額となっております。

続きまして、本ページの中段下でございます。議案第24号、介護保険事業関係業務特別会計から最後の4ページの議案第28号、特定健康診査・特定保健指導事業特別会計でございます。それぞれ勘定で繰越金を増額し、併せて歳出の予備費を増額する補正でございます。

なお、議案第24号の介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定及び議案第28号の特定健診・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定につきましては、一般会計繰入金から繰越金への財源更正を行っているところでございます。

本資料で申し上げました補正に関する予算の会計別の総括表につきましては、資料ナンバー3-2で掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

補正予算につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◇坂井課長 それでは、後期高齢者医療保険料の軽減判定誤り事案について説明をさせていただきます。私、電算管理課の坂井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

失礼しまして着座にて説明させていただきます。

本件議案につきましては、2月20日開催の通常総会において説明させていただいておりますので、その後の関係者間の協議について説明いたします。資料3-2の別紙をご覧ください。

協議の内容といたしましては、本件事案対応のために滋賀県後期高齢者医療広域連合が新たに支出を余儀なくされた費用及び逸失利益に関するものであり、当該金額の合計は22万5,668円となります。

内訳につきましては裏面に記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

このことにつきまして、広域連合、本会、本会の委託電算会社の間で協議をいたしました。協議の結果、下記のとおり合意書を締結し、合意書に記載のとおり、解決金として本会が広域連合へ支払う金員の全額を委託電算会社が本会に支払うということで合意に至りました。本会といたしましては、本日の総会において本件事案にかかる補正予算をお認めいただき、速やかに合意書を締結し、合意事項を実施してまいりたいと考えております。

後期高齢者医療保険料の軽減判定誤り事案についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

◇橋川議長 それでは、議案第22号から議案第28号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、採決に入ります。

議案第22号から議案第28号まで原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 異議なしということで、全員賛成と認め、議案第22号から議案第28号までは原案どおり議決いたしました。

続いて、議案第29号、役員改選についてであります。人事案件でございますので、

これは最後にご審議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 それでは、ご異議ないようですので、そのようにさせていただくこととして、次に報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告について、及び報告第3号、財産目録について、一括して事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、専決処分報告等をさせていただきます。通常総会議案書の259ページでございます。水色の合紙の次のページ、専決処分報告を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

着座にて説明をさせていただきます。

議案書259ページでございます。全部で8点ございます。このページをもちまして、概要を説明させていただきます。1点目から7点目につきましては、決算見込みに伴う実費弁償を含めた決算調整のための補正でございます。主な補正理由としては、経費節減を含み、共通経費の抑制にかかる歳出の減額補正、そして、実費弁償にかかる積立金の増額、第8波に伴うコロナ感染症にかかる公費負担医療の増額補正等でございます。

最後、8点目につきましては、新年度における専決処分報告となっております。令和5年度当初予算では科目設定のみとさせていただいたところ、今年度も引き続き全国の国保連合会がコロナワクチン接種費用の請求支払を行うことになりましたので、その事務費と接種費用分についての増額補正としております。

いずれも理事長専決とさせていただきました。

以上が報告第2号でございます。

続きまして報告第3号でございますが、同じ議案書の最後のページ、299ページから300ページに財産目録として掲載をしております。こちらをもちまして財産報告とさせていただきますと存じます。

報告事項は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川議長 報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

それでは、次に説明事項が2点ありますので、事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、説明事項の1つ目でございます。国保総合システムにつきましての決議でございます。通常総会の資料ナンバー4をご覧いただきたいと存じます。

こちらの決議につきましては、令和5年6月30日に国保中央会の定期総会において決議をされたものでございます。

国保総合システムにつきましては、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い、医療DX推進の柱となる重要なインフラでございます。このシステムは、令和6年3月に機器の保守期限を迎えます。このシステムにつきましては、令和3年3月に厚生労働省、支払基金、国保中央会が作成をいたしました「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、クラウドへの移行、基金システムと受付領域の共同利用や審査領域の共同利用をするためのシステムの開発に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、開発期間が限られる中で、システム障害等のリスクを避けるために段階的に進めていくこととなっております。第1段階では、クラウドサービスを十分に活用するなど、システムの最適化には至りませんでした。このため、早急にシステムを最適化し、保守・運用費の縮減を図ることが不可避となっております。

また、第2段階におきましては、審査領域の共同開発・共同利用においても、保守・運用費の縮減が求められておりますので、その実現のためには、より一層システムの最適化に取り組む必要がございます。

これらを実現させるための財源につきましては、積立資産だけでは不足しております。また、手数料等を引き上げて対応せざるを得ませんが、国保保険者、広域連合の厳しい経済状況、保険料の引上げで負担することは極めて困難であります。

よって、必要な費用につきましては、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講ずるよう強く要望するものでございます。

この要望につきましては、決議がされました後、7月12日でございますけれども、厚生労働大臣、そして財務大臣に対して、同決議をもって陳情が行われたところでございまして、このときのコメントといたしましては、厚労省では国保総合システムのバージョンアップを進めてもらっているということで、関係者に対してのねぎらいがございまして、必要な支援をしっかりとしていきたいと述べられました。また、財務大臣は、厚労省から概算要求で要求してくるならば、よく相談させていただきたいということでコメントがあったところでございます。

今後でございますけれども、地方団体の動きにつきましては、国庫補助の要求に向けま

して重点提言や要望として決定をいただいているところでございます。そして、秋以降の予算編成に向けた要請活動につきましては、今後の状況を踏まえて、国保中央会と相談して対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

◇林主監 続きます、報告の第4期中期経営計画についてでございます。

2月の理事会、総会において、第4期中期経営計画の策定状況のご説明をさせていただきました。その後、第3期中期経営計画の進捗状況を联合会内で評価した上、若干の変更も行い、資料5-2のとおり第4期中期経営計画の取りまとめをさせていただきました。

つきましては、資料5-1、概要版で要点のほうをご説明させていただきたいと存じます。

まず、計画の策定にあたって、ということでございますが、(1)の計画策定の趣旨といたしましては、基本理念等について職員一人一人が目的意識を持ち、一丸となって取り組むため策定を行うものでございます。

また、(2)の計画期間は令和5年度から令和7年度までの3年間といたします。

また、(3)の推進体制ですが、中期経営計画推進会議において、毎年度、進捗状況について点検・評価し、計画を確実に推進するとしております。

また、2.の基本理念でございますが、審査支払業務の専門集団、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団であるとともに、経営の効率化・安定化に努め、保険者、広域連合様から、より一層信頼される組織となることを目指していくということでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面のほうに基本方針を記載してございます。(1)審査の質の向上から(5)の安全管理体制の確立まで、5つの柱で構成してございまして、23項目ございます。そのうち、新規と書かれている項目が8つございまして、新設をしたところでございます。特に新規の部分について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の②でございます。訪問看護レセプトの電子化でございますが、令和6年度から訪問看護の電子請求が始まるということでございますので、その運用開始に向けた準備を行ってまいります。

そして、(2)の共同事業の③の感染症法、予防接種法の改正による請求支払業務でございます。法改正により、国保連合会は令和6年度から流行初期医療確保措置にかかる請求支払事務、令和8年度から定期予防接種費用の請求支払業務を担うとされたため、請求

支払業務の運営方法の構築などの準備を進めてまいります。

そして、⑧の介護サービス生産性向上支援に向けた保険者支援の充実でございますが、ケアプランデータ連携システムを活用する事業所の拡大を支援するため、介護事業所への啓発活動を行い、システム利用事業所の拡大を図るとしております。

そして、⑩の国民健康保険にかかるシステムの標準化を踏まえた市町事務の標準化・広域化への対応でございます。法改正により、自治体はシステムの標準化・共通化に取り組むこととなっており、令和7年度を目標時期に標準システム等への移行が必要となっております。本会といたしましては、県の連携会議等の協議を踏まえ、市町事務の標準化等をめざした標準的なシステムの運用開発などに取り組んでまいります。

そして、⑪のデジタル社会に適用した機器更改への対応についてでございます。国保総合システムをはじめとした本会の7つの各標準システムについて、更改に合わせたクラウド化等の対応を図ってまいります。

また、(3)の保健事業関係、⑭のデータヘルス計画への支援の充実・強化でございますが、特に令和5年度は第3期データヘルス計画策定の年度となっておりますので、計画の策定支援を実施してまいります。

また、(4)の組織体制の整備及び財政基盤の確立では、ペーパーレス化の推進やインボイス制度の導入などに取り組んでまいります。

そして、最後の職員行動指針でございますが、コスト意識を持って、業務の点検・見直しを行うとともに、計画的な業務遂行に努めるなど、3つの指針により取り組んでまいります。

以上、内容の説明でございますが、取組をしっかりと進めていくために、職員にも計画の説明、周知をしたところでございまして、現在、各担当部署で計画に沿った取組を進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、第4期中期経営計画の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇橋川議長 説明事項2点について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、以上で説明事項を終わります。

それでは、最後になりましたが、議案第29号、役員改選について、事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、役員改選についてご説明をさせていただきます。通常総会議案の258ページをご覧ください。総会議案の合紙の前でございます。

現在の役員の任期が7月31日をもって満了いたします。国民健康保険法第23条及び連合会規約第19条、20条、24条の定めに従いまして、総会において役員を選出いただくものでございます。

本会規約による定数を申し上げますと、理事につきましては15人以内、監事につきましては2人以内でございます。

市にあっては7人の理事、町にあっては2人の理事、そして、市と町からお一人ずつ監事を、また、県と医師国保組合からお一人ずつ理事をご推薦いただくこととして、過日でございますが、市長会・町村会・県・医師国保組合から役員候補としてご推薦をいただきました。

その方々と、識見を有する理事お一人を常勤理事としてお諮りをいたします。そして、新役員が決定いたしましたら、直ちに理事会を開催いたしまして、理事長お一人、副理事長お二人、常務理事お一人を選出いただくという段取りで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

◇橋川議長 只今、役員改選について事務局から説明がありましたような形で役員選出を行うことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 異議なしと認め、全員賛成と認め、役員改選については、只今説明があった形で行わせていただきます。

それでは、役員候補者名簿を配付させていただきます。

〔役員候補者名簿を配付〕

◇岡田局長 それでは、役員候補者の方々を発表いたします。

お手元の名簿をご覧ください。

理事、滋賀県知事、三日月大造様。理事、彦根市長、和田裕行様。理事、近江八幡市長、小西 理様。理事、東近江市市長、小椋正清様。理事、草津市長、橋川 渉様。理事、甲賀市長、岩永裕貴様。理事、高島市長、福井正明様。理事、米原市長、平尾道雄様。理事、豊郷町長、伊藤定勉様。理事、甲良町長、野瀬喜久男様。理事、医師国保組合理事長、越智眞一様。理事、学識経験者、桂田俊夫様。

監事、野洲市長、栢木 進様。監事、竜王町長、西田秀治様。

以上でございます。

◇橋川議長 それでは、只今、事務局より発表されました役員候補者のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、議案第29号、役員改選については、只今、発表のありましたとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日の総会の議事は全て終了いたしますが、理事長、副理事長、常務理事につきましては、理事会において互選することになっておりますので、直ちに理事会を別室において開催いたします。

◇岡田局長 只今、選出されました新理事の方々は、特別会議室にお集まりをお願いいたします。

選出が終わりますまで、会員の皆様方は、しばらくお待ちいただくようお願いをいたします。

それでは、新理事の方、ご移動をよろしくをお願いいたします。

〔第3回理事会開催中〕

◇岡田局長 大変お待たせをいたしました。

只今の理事会におきまして、理事長、副理事長、常務理事の互選をいたしましたので、報告をいたします。名簿を配付させていただきます。

〔三役・参与の手書き名簿を配付〕

◇岡田局長 それでは、報告をいたします。

理事長、草津市長、橋川 涉様。副理事長、甲良町長、野瀬喜久男様。なお、野瀬副理事長につきましては、理事長の指名により理事長職務代理者をお務めいただきます。副理事長、桂田俊夫様。なお、常務理事につきましては、桂田副理事長に兼務をいただきます。また、参与につきましては、ご覧のとおり選任をいただきましたので、ご報告をいたします。

それでは、新役員を代表いたしまして、橋川理事長からご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 只今、理事会におきまして、私が理事長ということで、また、野瀬町長さんが副理事長、桂田さんが副理事長という指名をいただきました。引き続き職務を務めさせていただきますので、会員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○閉 会

◇岡田局長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして通常総会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前10時52分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和5年**10**月**10**日

議 長

草津市長

橋川 渉

議事録署名者

守山市長

森中 高史

日野町長

堀江 和博